

第3回部会での関係者の意見等について

関係者の意見等	事務局の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価に基づく施策 ・環境ホルモン問題とアスベスト問題の総括 ・規制を行うにあたってのアセスメント（シミュレーション）と結果の評価 ・化学物質のリスクは地域限定なのに、何故一律規制なのか。 行政の支援 ・化学物質含有情報のサプライチェーンでの流通 ・材料、設備メーカーでの技術開発 	<p>国の第三次環境基本計画では、予防的な取組方法の考え方を踏まえながら、最新の科学的知見に基づき化学物質の環境リスクを適切に評価して管理することを基本として施策を推進することとしている。大阪府においても、規制対象物質の選定にあたっては、発がん性などに関する科学的知見を踏まえるとともに、自主管理計画作成における管理の改善目標設定にあたって、事業者自らがリスク評価を行い、その結果を参考にすることを「化学物質適正管理指針（仮称）」において示すこととする。</p> <p>発がん物質のように重大なリスクをもたらすとされる化学物質については、規制的手法による排出抑制を図るが、規制対象施設の設定にあたっては、規制の費用対効果を踏まえたものとする。規制の効果については、光化学スモッグの発生状況や環境モニタリング結果の解析に加え、今回検討している届出制度に基づく届出データを活用するなどの方法により評価し、その結果を公表する。</p> <p>法律による排出規制は、ナショナルミニマムの観点から全国一律の規制が行われている。大阪府としては、化学物質を排出する事業所が集積し、人口の多い地域など、住民のばく露レベルが相対的に高い地域については、地域特性に応じた化学物質対策を講じることが望ましいと考える。今後、今回検討している届出制度に基づくデータ等を活用して、地域レベルの環境リスクを把握する手法について検討する。</p> <p>製品に含有される化学物質情報の伝達の仕組みの改善及び適正化については、サプライチェーンの川上・川中・川下の各業種が協力して取組むことが重要であり、国レベルにおいて検討しているところである。</p> <p>環境技術の開発・普及については、国が実施している環境技術実証モデル事業を活用するなど国と連</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ（表彰等） <p style="text-align: center;">運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質管理の基本法制定 ・法と条例の重複回避 ・公害防止の再認識 	<p>携して取組む。</p> <p>（社）環境情報科学センターが実施している「化学物質管理とリスクコミュニケーションに関する表彰制度（P R T R大賞）」の運用と効果を踏まえ、事業者の自主的取組に対するインセンティブの在り方を検討する。</p> <p>国においては、化管法の見直し（平成19年度以降）や化審法の見直し（平成21年度以降）を行うこととしており、国の化学物質管理政策の枠組みが再構築されることになるとと思われる。府としては、法改正の過程等を通して、総合的な化学物質管理政策が講じられるよう、必要に応じ、国に要望していく。</p> <p>新しい府の化学物質管理制度は、化管法を補足するとともに、危機管理の観点を含めた事業者による自主管理体制の整備を図るものであり、法と重複するものではない。</p> <p>府としては、「今後の実効性のある公害防止体制の整備の在り方」についての国の検討状況について情報収集を行うとともに、「化学物質適正管理指針（仮称）」において、事業者が化学物質管理体制を構築し運用するための指針として、トップマネジメントの関与のもとに、法令遵守を基本姿勢として、管理組織を整備することなどを定めることとする。</p>
<p>「環境への排出段階の規制」では、作業環境は変わらず、設備投資・運転費用が必要となることから、経営圧迫や労働条件への悪影響を招く。</p> <p>規制には十分な猶予期間が必要</p> <p>塗料ユーザー、一般消費者の誘導政策実施</p>	<p>排出規制への対応として、物質代替や原料の低VOC化も考えられるので、必ずしも作業環境の改善と対立するものではない。また、排ガス処理装置を設置する場合でも、局所排気装置の能力向上が可能になることによって、作業環境の改善につながるものである。</p> <p>府の条例に基づく規制的手法の強化（エチレンオキシドの規制物質への追加）や自主管理促進のための管理計画書の作成と提出については、事業者の対応可能性を考慮して、適切に猶予期間を設ける。</p> <p>低VOC製品の普及促進のために、多くの媒体を使い、様々な機会をとらえて、事業者や府民に対して啓発を行っていく。</p>

<p>大阪府をはじめとする行政の公共工事での積極的な環境配慮製品（無鉛、水性など）の採用</p>	<p>大阪府では、国等による環境物品等の調達に関する法律（通称「グリーン購入法」）に基づき、国が定めた基本方針に則って、「大阪府グリーン調達方針」を定めてグリーン調達に積極的に取り組んでおり、低VOC塗装工事などの環境にやさしい塗装についても、大阪府の発注部局に情報提供するなど、より一層グリーン調達の促進に取り組む。</p>
<p>P R T R 制度の改善のために（制度の公平性を確保すべきである。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱量の届出義務付けと公表 ・未届出事業者に対する厳しい指導、監督 ・届出事務における地方自治体の役割強化 ・政令市などへの届出事務委譲 <p>P R T R 制度の改善のために（国民の知る権利に基づく制度に改めるべきである。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出対象外の移動量の国による推計 ・災害時の危険に対して、貯蔵量の届出義務付け ・対象物質選定のやり直し ・P R T R 対象物質含有製品へのG H S 表示の義務付け 「大阪府化学物質適正管理指針（案）」に関する意見 ・有害化学物質の排出削減のためには、規制の他に、事業者の自主的取組は重要 ・環境に配慮した事業活動のトレンドから考えれば、有害化学物質の排出削減は必須 	<p>国においては、化管法の見直し（平成19年度以降）に向けて、「化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会」を設置して検討しているところである。府としては、P R T R 制度の実効性を確保するために、立入検査や報告徴収の権限を付与するなど都道府県の役割を法律上も強化することが必要であると考えており、今後、必要に応じ、国に要望していく。</p> <p>国においては、化管法の見直し（平成19年度以降）に向けて、「化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会」を設置して検討しているところである。府としては、住民を含むすべての関係者が化学物質に関する情報を共有するために、P R T R データの公開が重要であると考えている。また、今回検討している届出制度において、その他のデータについても、届出を義務化する。</p> <p>事業者の自主的取組による環境リスクの低減が化学物質対策の基盤であり、特にリスクの高い場合に規制的手法を講じることとする。</p> <p>事業者によるマネジメントシステムの構築が進められており、P D C A サイクルを効果的に機能させて継続的な改善を目指す。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・企業が自主的に削減計画、削減目標を立案するために府条例や要綱による義務付けも有効 ・大阪府として削減効果の評価する仕組みを作るべき ・市民が事業者の排出削減を評価するためにも情報公開が必要 ・削減計画は、取扱量・貯蔵量などもあわせて届出・公表すべき ・災害時の想定シナリオも公表し、災害の未然防止につなげるべき ・対象化学物質についての定期的な見直し ・リスクコミュニケーションの取組みについて、大阪府も積極的に場を提供しないとかけ声倒れになる。 ・届出対象事業者については、国の制度よりも小規模な事業者も対象にすべき。たとえば、東京都と同様に年間取扱量0.1トン以上の事業所とする。 	<p>行政の一定の関与のもとに管理体制の整備及び管理の改善の促進を図ることが重要であると考える。</p> <p>事業者が管理計画書で定めた目標の達成状況及び事業者による検証・評価の結果と見直し内容の大阪府への報告を義務化することとしており、大阪府への報告に基づく第三者機関による検証・評価の方法について検討する。</p> <p>取扱量等の届出書、管理計画書及び緊急事態対処計画書等については、大阪府情報公開条例の定めるところにより、「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を除いて、開示できるものと考えている。</p> <p>対象化学物質の変更を含む現行条例の見直しについては、化学物質のリスク評価結果に基づき検討することが適当であり、今後、国における化学物質のリスク評価の進捗状況を踏まえて見直しについて検討する。</p> <p>リスクコミュニケーションを推進するためには、大阪府の支援が重要であると考えており、リスクコミュニケーションの場の提供や人材の育成を含む支援の方法について検討する。</p> <p>届出対象とすることによって期待できる環境リスク低減効果に比べて事業者の負担が相対的に過大となることのないよう配慮する必要があり、規制ではなく自主的取組の仕組みを検討するものであることから、事業者の人的・経済的な対応可能性を勘案して対象事業者を決めることが適当である。そこで、取扱量等の届出を義務化する事業者は、事業者の対応可能性やP R T R制度との一体的な運用に配慮して、化管法と同様に年間取扱量1トン以上の事業所を設置している事業者とする。</p>
--	--

<p>・製造業ではサプライチェーン全体での化学物質管理体制が進んでおり、小規模事業所の負担感が大きいとは言えない。</p> <p>・ゼネコンにはP R T R制度の届出を義務付けるべき</p>	<p>サプライチェーン間での製品含有化学物質情報伝達システムは、エレクトロニクス製品や自動車などの組立型製品を中心に進んでおり、広く全業種で構築されているとは言えないこと、法令により義務化されたシステムではないこと、製品含有化学物質情報と取扱量・排出量情報には質的な相違があることを考えると、条例に基づいて義務化する取扱量等の届出については、化管法と同様に事業者の対応可能性に配慮して、中小企業基本法において定義された小規模企業者（従業員20人以下）を除外することが適当であると考えます。</p> <p>複数の事業者が同一の場所で事業活動を行なうことが多い建設業については、業務形態が複雑であり、製造業等とは化学物質の把握方法が異なるものと思われ、元請がMSDSを入手しているとは限らない実態があることなど取扱量・排出量等の把握に係る技術的な対応可能性を考慮すると現時点で建設業（元請業者）を対象事業者とすることには問題が多い。</p>
--	--